



【紹介議員追加】 請願文書表変更

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和6年2月6日 第41号
件 名	柳町小学校第二仮設校舎計画の説明と見直しに 関する請願
請 願 者	 
紹介議員	海津 敦子 たかはま なおき
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	文教委員会

請願理由

柳町小学校の新校舎の建設開始が遺跡発掘調査により遅れ、新校舎完成が令和8年7月予定になったため、普通教室の不足を補う目的で第二仮設校舎を建設するという案が議会にて報告されました。この案は、校庭の大半を潰し、6億円もの予算を投入して使用予定期間1年4ヶ月のみの第二仮設校舎を建設する案です。第二仮設校舎建設に伴い、今年度後半は校庭の使用がまったくできなくなり、また、その後も校庭は体育に使えないほどまで狭くなります。新校舎完成までは現校舎から体育館のある棟まで公道を通過して移動する必要があるため、休み時間は体育館の利用もできず、屋上も手狭で、子どもたちの休み時間中の遊び場の確保が困難となります。アクティや育成室での校庭利用もできなくなり、児童の教育環境に与える影響は甚大です。

また、校庭が使えなくなる期間が長くなることにより、災害時に与える影響も懸念されます。東日本大震災時、建物の5m以内はガラスは飛散する可能性があるとの見解が区からも示され、校舎から離れるように学校から指示もあったようです。災害時、古い校舎で耐震性に問題があるなかで、校庭にも避難できず、足場の崩れなども考えられ、体育館にたどり着くには工事現場のすぐ横の公道を通る必要があります。そのような状況で全校生徒が安全に、すみやかに移動できない状況が懸念されます。また、校庭がない、もしくは狭いことで、給水車などが停まるスペースもなくなり、地域住民の避難場所としての学校の役割も果たせなくなるでしょう。

議会中、誠之小学校で体育を外部のグラウンドで行ったバスでの運動場への移動がうまくいったとのことで、体育を外部のグラウンドで行う案が示されました。しかし懸念されるのは、知的障害特別支援学級の児童が通常のクラスに入るインクルーシブ教育を推進する柳町小学校の状況によるものです。外部移動しての、しかも2時間連続での体育は、知的障害の子供たちにとってはかなりの負担と考えられます。補助員の募集は常にかかっているものの、人手不足でそれまでに人員確保できるかは不透明です。特に学校外に移動することは負担も大きく、補助員がつきにくい可能性があります。教員へも児童へも大きな負担がかかるバス移動を、仮校舎解体作業中の1年少しから来年後半から完全竣工までの3年4ヶ月に延長してまで、仮校舎を造設する必要があるのかは甚だ疑問です。

現在、特別教室として算数ルーム、家庭科室、図工室、音楽室、理科室があります。また、PTA室と相談室で普通教室1つ分使用しています。例えば、図工室と家庭科室を家庭科室として共用にし、図工室をPTA室、相談室、学びの教室のコーナーにわけて転用することで普通教室は2つ空きます。また、図工室と家庭科室を指ヶ谷小など近隣の小学校に打診、調理実習やミシン、ノコギリなどの時のみ使わせてもらえるようにするなど弾力的な運用を考えれば、普通教室3つ分空きます。算数ルームも普通教室に転用できますし、理科準備室なども荷物を移動し支援教室に転用することで普通教室の空きが出ると思われます。1年4ヶ月のみの対処であれば、それで十分代用は可能ではないでしょうか。

柳町小学校の第二仮設校舎増築計画について、議会のやりとりを伺うと、今回の増築計画があたかも保護者、地域住民などの合意が得られていたもの、要望によるものなどとして進められているようですが、計画決定後の学校からの連絡は「校舎改築のため一時的に校庭の使用に制約が出ます」との連絡のみであり、そのような増築計画を検討している旨の地域住民、保護者、育成室への説明やアンケートは一切行われておりません。

計画の見直しと共に代案の検討を行い、地域住民や保護者とのコミュニケーションを大切に、共に良い解決策を模索することを強く求めます。

以上のような観点から、文京区議会に対して下記の事項をお願いいたします。

請願事項

- 1 柳町小学校の第二仮設校舎建築について、児童、保護者、育成室などに、可能な限り早く、十分に説明するよう、区に求めてください。
- 2 柳町小学校の第二仮設校舎建築について、計画の見直しと代案の検討をするよう、区に求めてください。